

令和6年12月27日

各位

会社名 株式会社バルコス
 (コード番号 7790 TOKYO PRO Market)
 代表者名 代表取締役社長 山本 敬
 問合せ先 執行役員管理部長 佐伯 英樹
 TEL 0858-48-1440
 URL <https://www.barcos.jp/>

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

当社は、令和6年12月27日開催の取締役会において、当社普通株式の株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社普通株式は令和2年10月2日付で株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、当社は本日開催された取締役会において株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場している当社株式に関して上場廃止することを決議しております。当該上場廃止の申請につきましては、本日別途公表した「名古屋証券取引所ネクスト市場上場承認及び東京証券取引所 TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止に関するお知らせ」をご確認ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 55,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（令和7年1月16日開催予定の取締役会で決定する。）
- (3) 払込期日 令和7年1月31日（金曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、令和7年1月24日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、フィリップ証券株式会社、

松井証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、極東証券株式会社、東洋証券株式会社及びＪトラストグローバル証券株式会社を引受人として全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

- (6) 発行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額
（ 募 集 価 格 ） 以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要
状況等を勘案した上で、令和７年１月２４日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 令和７年１月２７日（月曜日）から
令和７年１月３０日（木曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 令和７年２月３日（月曜日）
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募
集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額
を引受人の手取金とする。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 みずほ銀行株式会社 鳥取支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認を要する事項は、今
後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表
取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 55,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 山本 敬 55,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、フィリップ証券
株式会社、松井証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、
マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、極東
証券株式会社、東洋証券株式会社及びＪトラストグ
ローバル証券株式会社が引受人となり、全株式を引
受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記１．における発行価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 上記１．における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記１．における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記１．における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売

出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は上記 1. における募集株式の引受価額と同一となる。

- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記 1. の公募による募集株式発行が中止された場合には、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 16,000 株
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少する、又は本株式売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、令和 7 年 1 月 24 日（発行価格等決定日）に決定する。)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
フィリップ証券株式会社 16,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格による一般向け売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記 1. の公募による募集株式発行が中止された場合には、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 16,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における募集株式の払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 令和 7 年 2 月 28 日（金曜日）
- (4) 払 込 期 日 令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、令和 7 年 1 月 24 日に決定される予定の引受額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の

2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 割 当 方 法 割当価格でフィリップ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 みずほ銀行株式会社 鳥取支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び

売 出 株 式 数

① 募集株式の数 当社普通株式 55,000 株

② 売 出 株 式 数 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 55,000 株

オーバーアロットメントによる売出し (※)

当社普通株式 16,000 株 (上限)

(2) 需 要 の 申 告 期 間 令和7年1月17日 (金曜日) から

令和7年1月23日 (木曜日) まで

(3) 価 格 決 定 日 令和7年1月24日 (金曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募 集 ・ 売 出 期 間 令和7年1月27日 (月曜日) から

令和7年1月30日 (木曜日) まで

(5) 払 込 期 日 令和7年1月31日 (金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、フィリップ証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は全く行わない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、フィリップ証券株式会社が当社株主である山本 敬 (以下「貸株人」という。) より借入れる株式であります。また、フィリップ証券株式会社は、上場日 (令和7年2月3日) から令和7年2月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、株式会社名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限 (上限株式数) とする当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。フィリップ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、フィリップ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,140,000株
公募による増加株式数	55,000株
増加後の発行済株式総数	1,195,000株

3. 増資資金の使途

今回の公募による手取概算額 63,894 千円については、広告宣伝に必要な通販番組の VTR 製作に資金を投下する予定です。

(※) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,390 円) を基礎として算出した見込み額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策のひとつと認識しており、経営環境や業績の状況、財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、今後の事業展開のため有効活用していきたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記の基本方針に基づき、収益力の強化、安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況や業績、事業環境等を勘案して配当を決定していく方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	令和3年12月期	令和4年12月期	令和5年12月期
1株当たり当期純利益	160.65円	3.21円	37.56円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	52.4%	0.8%	9.2%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を行っていないため、記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

4. 令和3年12月期の数値については、新月有限責任監査法人の監査を受けて

おりません。

5. 株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場への上場について

当社は、公募による募集株式発行及び株式売出しを含む当社普通株式について、フィリップ証券株式会社を主幹事会社として株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定しております。なお、当社普通株式は令和2年10月2日付で株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場への上場（売買開始）日の前日（令和7年2月2日）付で株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market について上場廃止となる予定です。

6. ロックアップについて

- (1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表記を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主である山本敬、株式会社グリーン及び株式会社グロース・イニシアティブは、フィリップ証券株式会社（主幹事会社）に対し、本書提出日から当社普通株式に係る TOKYO PRO Market からの上場廃止予定日である令和7年2月2日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。
- (2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社又は当社子会社の役員である山本敬、田子知、高田真由子、高橋克典、佐伯英樹、矢野慶太、村重達也及び岩元貴優並びに当社株主である株式会社グリーンは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和7年8月1日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前による書面の同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得することは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、ストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有して

おります。

以上

ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。令和6年12月27日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。また、本記者発表文に記載されている当社の計画、見積もり、予想、予想その他の将来情報については、本記者発表文の作成時点における当社の判断又は考えに過ぎず、実際の当社の経営成績、財政状態その他の結果は、経済状況の変化、市場環境の変化及び他社との競合、外国為替相場の変動等により、本記者発表文の内容又は本記者発表文から推測される内容と大きく異なることがあります。